

碧南市低入札価格調査等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、碧南市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10及び第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定方法について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 低入札価格調査

施行令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格の者又は価格その他の条件が最も有利な者の価格によって、その者により当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかを確認するために行う調査をいう。

(2) 低入札調査基準価格

前号の調査を行う基準として設定した価格をいう。

(3) 失格基準

低入札調査基準価格を下回った場合に、第1号の調査を行うまでもなく契約の内容に適合した履行がされないと判断し、その者のした入札を失格とする基準をいう。

(4) 最高評価値者

碧南市建設工事総合評価落札方式入札取扱要領第12条第1項に規定する落札者となるべき評価値の最も高い者をいう。

(5) 最低制限価格

施行令第167条の10第2項及び碧南市契約規則（以下「規則」という。）第16条に規定する最低制限価格をいう。

(対象工事)

第3条 低入札調査基準価格及び失格基準価格は、総合評価落札方式により競争

入札に付す工事に適用する。

- 2 低入札調査基準価格及び失格基準価格を適用しない工事は、最低制限価格を適用する。
- 3 前2項の規定に関わらず、契約担当課長が必要と認めるときは、適用の対象を変更することができるものとする。

(低入札調査基準価格)

第4条 低入札調査基準価格は、予定価格(税抜き。以下同じ。)算出の基礎となった次に揚げる額の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、1,000円未満を切り上げた額。以下同じ。)とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 土木工事積算基準、水道事業実務必携に基づき積算する工事については、次に揚げる額の合計額

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事については、次に揚げる額の合計額

- ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(3) 機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事については、次に揚げる額の合計額

- ア 機器単体費の額に10分の9.2を乗じて得た額
- イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

- ウ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- オ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

2 前項の額の算定にあたっては、予定価格の算定の基礎となった積算上の各項目を、愛知県建設部積算基準及び歩掛表に定める工種別工事費内訳分類表に基づき機械単体費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費にそれぞれ分類し、算定するものとする。

(失格基準)

第5条 低入札調査基準価格を下回った入札のうち、次に掲げるいずれかに該当する入札は失格とする。

(1) 土木工事積算基準、水道事業実務必携に基づき積算する工事

- ア 入札価格(入札書に記載された価格。以下同じ。)の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9.2を乗じて得た額未満である場合
- イ 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8.5を乗じて得た額未満である場合
- ウ 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8.5を乗じて得た額未満である場合
- エ 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額未満である場合

(2) 公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事

- ア 入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.2を乗じて得た額未満である場合
- イ 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8.5を乗じて得た額未満である場合
- ウ 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の8.5を乗じて得た額未満である場合

エ 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額未満である場合

(3) 機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事

ア 入札価格の積算内訳である機器単体費の額が、予定価格算定の基礎となった機器単体費の額に10分の8.7を乗じて得た額未満である場合

イ 入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9.2を乗じて得た額未満である場合

ウ 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8.5を乗じて得た額未満である場合

エ 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8.5を乗じて得た額未満である場合

オ 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額未満である場合

(最低制限価格)

第6条 最低制限価格は、予定価格(税込み。以下この条において同じ。)が8,000万円超については、第4条の低入札調査基準価格の算出と同様とし、予定価格が8,000万円以下については、予定価格に固定の率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、1,000円未満を切り上げた額。)とする。また、最低制限価格を下回った入札は失格とする。

(入札参加者への周知)

第7条 契約担当者は、低入札調査基準価格及び失格基準または最低制限価格を設定した場合は、公告等により、低入札調査基準価格及び失格基準または最低制限価格を設定している旨を周知するものとする。

2 低入札調査基準価格は、落札決定後に速やかに公表する。

3 前項の規定に関わらず低入札調査基準価格を公表することが競争の妨げになると判断した場合は、公表を中止することができるものとする。

(低入札価格調査の実施)

第8条 契約担当者は、開札の結果、最低価格入札者又は最高評価値者（以下「最低価格入札者等」という。）により、低入札調査基準価格を下回り、かつ失格基準以上の価格で入札（以下「低入札」という。）が行われた場合は、落札者の決定を保留するものとする。

2 前項の場合において、契約担当者は、関係職員と協力して、次の各号に掲げる内容について、最低価格入札者等からの関係書類の提出及び事情聴取等により調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由（様式第1号）
- (2) 手持工事の状況（様式第2号）
- (3) 手持資材の状況（様式第3号）
- (4) 資材購入先及び当該購入先と入札者との関係（様式第4号）
- (5) 労務者の具体的供給見通し（様式第5号）
- (6) 下請契約予定者及び下請金額（様式第6号）
- (7) 過去3年間に施工した公共工事名及びその工事成績（様式第7号）
- (8) 信用状況（取引金融機関、契約保証、建設業法違反、賃金不払いの状況等）
（様式第8号）
- (9) その他参考となる事項（様式第9号）

3 前項に定める資料については、開札日の翌日から起算して2日以内（閉庁日を除く。）に提出させるものとする。

4 第2項に定める資料を前項に定める提出期日までに提出しない者又は第2項に定める調査に応じない者は、落札者としなない。

（碧南市低入札価格調査委員会）

第9条 最低価格入札者等により、当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるか否かについて審査を行うため、碧南市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 契約担当部長
- (2) 建設部長
- (3) 開発水道部長
- (4) 当該低入札に係る工事の所管課長

- 3 委員会の委員長は、契約担当部長をもって充てるものとし、委員長に事故がある場合又は欠けた場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。
- 4 委員長は、前条第2項による調査が行われた場合は、速やかに委員会を開催し、審査を行うものとする。なお、委員会は委員の半数を超える人数が出席しなければ成立しない。
- 5 契約担当課長は、前条第2項により実施した調査の結果を低入札価格調査報告書（様式第10号及び様式第11号）により委員会へ報告し、当該最低価格入札者等の履行の確保について意見を求めるものとする。
- 6 委員長は、審査結果を低入札価格審査結果通知書（様式第12号）により契約担当課長に通知するものとする。
- 7 委員会に関する事務は、契約担当課において処理する。
（落札者の決定）

第10条 委員会の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合は、最低価格入札者等を落札者と決定し、落札者及びその他の入札参加者全員に対し落札者決定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

- 2 委員会の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合は、最低価格入札者等を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者又は最高評価値者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次順位者が低入札に該当する場合には、第8条以降の最低価格入札者等と同様の手続を行い、落札者を決定するものとする。
- 4 前2項により次順位者を落札者と決定したときには、次順位者及びその他の入札参加者全員に対し落札者決定通知書（様式第13号）により通知するものとする。
- 5 あいち電子調達共同システム（CALS/EC）を使用した入札においては、第1項及び前項の落札者及びその他の入札参加者全員に対する通知は、同システムによる落札者決定通知書によることができる。
（落札者との契約）

第 1 1 条 前条により低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、次の各号のいずれも条件として契約を締結するものとする。なお当該条件に応じない場合は、契約辞退とみなすものとする。

- (1) 当該工事の配置予定技術者は当該工事の求める要件に関わらず専任で配置するものとする。
- (2) 工事検査要領第 2 条第 3 号及び 4 号に規定する中間検査、中間点検を行うものとする。
- (3) 低入札価格調査による当該工事の工期延長は行わない。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 碧南市低入札価格調査実施要領（平成 3 0 年 4 月 1 日施行）は廃止する。
- 3 この要領は、令和 5 年 3 月 2 7 日から施行する。
- 4 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。